

1月8日 昼食にご提供！



写真はあくまでイメージです。

世界のグルメ 中華丼

「中華丼」は白菜、ニンジン、エビなどを油で炒めて片栗粉でとろみをつけたものを、丼に盛つたご飯の上にのせた食べものです。中華料理だと思われますが、実は日本で生まれだとされています。この食べ物に使用する「飯」は焼き込みご飯、酢飯などではなく、味つけされていない白飯です。ご飯の上にのせる具材の数はよく使用される具材には、白菜、ニンジン、シイタケ、たけのこ、エビ、豚肉、うずらの卵などがあります。昼食に提供しますので、「賞味ください」と書かれていて、この食べ物に使用する「飯」は炊き込みご飯、酢飯などではなく、味つけされていません。

「お正月に肉は食べない」とを禁止していた仏教の教えに基づくといふもの。仏教は、基本的には殺生を禁止しているため、昔は肉食が禁止されていた時期もありました。現在では僧侶も普通に肉を食べていますが、修行の時などは食べないと「うどん」ともあります。

もう一つは天武天皇が六七五年に僧侶に肉食禁止令を出してから神や仏に捧げるものから肉類が排除されたといふものです。

お正月は歳神様が新年の幸福をもたらすためにやつてくると言われているため、神様へのお供えものという意味のある「おせち」や、自分たちが食べる食事も肉を避けようという考えになつたと思われます。最近ではおせちにも牛肉などが使われていますが、昔からのものは豆や卵、海のものなどの料理で、肉は使われていません。

お正月に肉は食べない

お正月の三が日に四足（よつあし）を食べてはいけないと耳にします。それは、奈良時代からのならわしによるもので奈良時代以降、日本では元旦から3日までの間に「四足動物」（牛、豚、馬）を食べることを禁じています。その理由として考えられているのは二つの説です。

一つは、正月に四足歩行の動物を食べる」とを禁止していた仏教の教えに基づくといふもの。仏教は、基本的には殺生を禁止しているため、昔は肉食が禁止されていた時期もありました。現在では僧侶も普通に肉を食べていますが、修行の時などは食べないと「うどん」とあります。

もう一つは天武天皇が六七五年に僧侶に肉食禁止令を出してから神や仏に捧げるものから肉類が排除されたといふものです。

お正月は歳神様が新年の幸福をもたらすためにやつてくると言われているため、神様へのお供えものという意味のある「おせち」や、自分が食べる食事も肉を避けようという考えになつたと思われます。最近ではおせちにも牛肉などが使われていますが、昔からのものは豆や卵、海のものなどの料理で、肉は使われていません。

東京都内でも「年明けうどん」を販売する店や日清食品から「なん兵衛 年明けうどん」で販売されて「年明けうどん」広がりが出てきているようです。

《 総務課より 》

利用料のお支払いは毎月十五日までになりますのでご協力ください。
尚、窓口でのお支払いは「年中無休」・「午前九時～午後四時」となっています。

謹賀新年

一月号

新年、明けましておめでとうございます。旧年中は、私ども珠泉会の各種サービスをご利用頂き、心より感謝申し上げます。ヨロナも五類に変更になり、徐々に感染対策も緩和してきましたが油断できない状況は続いております。感染防止策でも皆様に大なる協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。また、本年四月には介護報酬改定があり、その先を見据えた持続可能な法人運営を積極的に展開して参る所存です。

新年を迎えるにあたり、みなさま方の健康と幸福、そして新たな夢と希望がもたらされますよう、心よりお祈り申し上げます。本年も「支援」「指導」「鞭撻」をお願い致します。

令和六年一月一日

医療法人社団 珠泉会
理事長・CEO市村 義久

1月の主な予定

- 8日（月）
- ～12日（金）体重測定
- 8日（月）世界のグルメ
- 11日（木）おやつ：お汁粉
- 19日（金）お楽しみ献立
- 24日（水）ご当地：石狩鍋
- 30日（火）セレクト食



介護老人保健施設オキドキ
デイケア職員一同



今年も頑張ります

昨年は、当施設のデイケアをご利用頂き誠にありがとうございました。本年も更なるケアサービス向上を目指し、職員一同頑張って参りますので、宜しくお願ひ申し上げます。



二十四節季	小寒	五日
	大寒	二十日

この日は寒の入りで、節分までの期間が「寒」です。寒さはこれからが本番。池や川の氷も厚みをます頃です。かくなると言つことです。春はもう目前。

春の七草の種類

せり・せり科の多年草
なずな・アブラナ科の越年草
ごきょう・キク科の越年草
はべら・ナデシコ科の越年草
ほとけのざ・キク科の越年草
すずな・錦菜」と書く、カブの古い呼び名
すずしろ・清白」と書く、大根の古い呼び名

七草には縁起の良い意味があり、例えばせりは競り勝つ（せりかつ）、なずなは「なで汚れをはらう」などといわれています。

当施設の場合、領収書の各項目の金額の後ろに「*」の印が付いているものが、医療費控除の対象となる金額です。

